

## 三宅町公式 note 運用方針

三宅町では、三宅町では、note 株式会社（以下、「note 社」という。）が運営する note における三宅町公式 note pro アカウント（以下「当アカウント」という。）の利用について、次の通り運用方針を定める。

### 1. アカウント情報

- (1) アカウント名：奈良県三宅町 公式 note
- (2) ID miyake\_town
- (3) アカウント URL：https://miyake\_town.note.jp

### 2. 投稿者

アカウント運営者及び担当職員

### 3. 町からの投稿及び他のアカウントとの関わり

- (1) 投稿等を行う日時は、土・日曜日と祝日及び年末年始を除く開庁時間内（平日の8時30分から17時15分まで）を基本とします。但し、上記時間外においても必要に応じて投稿等を行います。
- (2) アカウントからの投稿に関する編集権は、全て三宅町に帰属します。
- (3) 次のいずれかに該当する投稿は、当アカウントから発信しません。
  - ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ③ 政治性のあるもの
  - ④ 宗教性のあるもの
  - ⑤ 社会問題についての主義主張
  - ⑥ 個人の氏名のみを広めるもの
  - ⑦ 美観風致を害するおそれがあるもの
  - ⑧ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - ⑨ その他掲載する内容として不適當であると町長が認めるもの
- (4) アカウントへの返信、リアクション、メッセージなどを通じた意見や問い合わせに対しては、原則、個別に対応しません。
- (5) アカウントからは、町の機関を除き、原則、フォローやリアクションはしません。
- (6) アカウントの投稿に対して、誹謗中傷や差別につながる返信（リプライ）等があった場合、該当する投稿を削除します。

### 4. 免責事項

- (1) 当アカウントの運用は、細心の注意を払って行いますが、掲載情報の正確性、

有用性を保証するものではありません。

- (2) 利用者が使用するブラウザの種類など、閲覧環境に起因する支障や、noteその他ウェブサービスに起因するサービスの停止、不具合等について、町は一切責任を負いません。
- (3) 利用者がnoteの情報をを用いて行う一切の行為及びnoteを利用したことにより被った損害及び損失について、町は一切責任を負いません。
- (4) noteから三宅町以外の第三者が管理しているサイトにリンクを設定している場合、そのサイトを利用したことにより被った損害及び損失について、町は一切責任を負いません。
- (5) 町は予告なしにnoteの内容、アカウント及び運営方針等を変更又は削除する場合があります。
- (6) アカウントは、note社のシステムによって運用されているため、note社のシステム運用状況に関して、町は一切お答えすることができません。また、noteサイト、note社並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法及び技術的な質問などに関しても、町は一切お答えすることができません。

## 5. 個人情報の取扱

当アカウントにおいて三宅町が掲載する情報につきましては、個人情報の保護に関する法律及び三宅町個人情報保護条例に基づき、適切に対処します。

## 6. 問い合わせ

三宅町役場 みやけイノベーション推進部 政策推進課

TEL 0745-44-3070 FAX 0745-43-0922

E-Mail seisaku@town.miyake.lg.jp

## 7. 附則

この運営方針は、令和3年 8月 1日から施行する。